

(三項) 自己ノ都合ニ依ル退職ノ場合

(1) 年齢満五十年ニ達シタル後退職スル者ニシテ勤続満十ヶ年  
以テノ者ハ金額

(2) 病氣ノ爲メ不得已者ト認メ退職セシムルモノニシテ勤続満六ヶ  
月以上ノ者ハ金額

(3) 前二号以外ノ理由ニ依リ退職スルモノモテ勤続満六ヶ月以上  
ノ者リホ二項ノ半額

四 右ノ区分ニ依リ日給ヲ増加スルコト

男工	日給二円以下	二十四円
シ	二円五十銭以下	二十円
シ	三円以下	十四円
女工	一円以下	三円
シ	一円五十銭以下	二円

理由 相当ニ収入アルモノト雖家計困難ニ付右金額ヲ増加サシタシ  
女工ノ平均日給ハ田カエノ半額ニ滿タズトテ増モ止メ之ニ從ヒテ高キ故ニ  
此際右金額ヲ増加サシタシ

五 創設後之遺育後ノ主ニ養育性質並ニ分配ラフ者ヲ明ニスルコト

六 病氣欠勤ノ場合リテノキナコト又給スルコト  
欠勤三十日以内ニ日給一七半ツ、  
シ 三十一日以上七十日以内ニ日給一八半ツ、

七 應召ノ場合ハ其復務期間日数半日ツ、ヲ支給スルコト

八 「ランチ」其他危険防止ノ設備ヲ見全ニスルコト

九 右要項條項ニ対スル由答々期限リ大正十一年七月十五日正午迄トス  
(一) 正金面女請求書其主者梅善一郎(外六十五名)  
(七) 七月二日

厚生会請求書ハ二日正午ヲ期シ提出ノ筈ナリシガ都合ニ依リテ右ニ變